

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第66号

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和25年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5条 [略] <u>(表示命令)</u> 第6条 法第21条の規定に基づき、普通肥料等の生産業者は、 <u>別に定める普通肥料等を生産したときは、遅滞なく、その容 器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあつては 、各荷口又は各個）に別に定める表示事項を表示しなければ ならない。</u>	第5条 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。